平成２８年（フ）第６１５号
広島市南区丹那町15番14―301号
債務者　九門　久士
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２号
佐賀県鳥栖市江島町2047番地１
債務者　池田　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
佐賀市北川副町大字光法1492番地７
債務者　野中　淳司（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９５９号
大阪市淀川区新北野１丁目12番11―506号
債務者　高木とし子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１７号
大阪府枚方市伊加賀栄町13番15号
債務者　西岡　伸浩
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　壷井　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８７１号
大阪府池田市住吉２丁目10番１号　105号、前住所兵庫県川西市清和台西１丁目２番地の18
債務者　山本　　武
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７２号
大阪府池田市住吉２丁目10番１号　105号、前住所兵庫県川西市清和台西１丁目２番地の18
債務者　山本　道子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８０号
大阪市浪速区恵美須西３丁目12番７号　第一赤川荘　108号
債務者　大野　悦夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２０号
大阪市都島区内代町２丁目14番２―403号
債務者　亀田　貴穂
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２５号
大阪府枚方市渚元町９番５号
債務者　大嶋　伸彦
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１７号
大阪市西成区梅南３丁目６番22号　グランソシエ花園Ⅱ　610号
債務者　芳山　千歳
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１８号
大阪市浪速区桜川２丁目11番11号　イル・プリモ桜川202号、前住所大阪市中央区島之内２丁目６番５号　第三藤ビル53号
債務者　ＨＯＮＧ　ＳＯＯＮ　ＨＷＡ　洪　淳華
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４８号
大阪市淀川区西三国１丁目11番２号　グロースハイツ　401号
債務者　谷岡志津代
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９０号
大阪市東淀川区東淡路１丁目６番９―1001号、前住所大阪市福島区大開２丁目３番13―406号
債務者　硲　　一広
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０９号
大阪府東大阪市日下町４丁目１番42―726号
債務者　梅北　剛志
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１３号
大阪市鶴見区安田３丁目２番35号、前住所福岡県直方市大字金田屋敷2159番地１
債務者　柳　　満幸
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８５号
大阪府守口市南寺方東通５丁目17番１号
債務者　大久保　忍
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部